特定放射性廃棄物処分費	
地帯間購入電源費	

」に

改める。

様式第八の三中

特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
地帯間購入電源費	

」を

「

特定放射性廃棄物処分費	
地帯間購入電源費	

」に

改める。

様式第八の三の二中

特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
地帯間購入電源費	

」を

「

特定放射性廃棄物処分費	
地帯間購入電源費	

」に

改める。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「固定資産除却費（環境対策費を除く。）」の下に「、原子力発電施設解体費」を加え、同項第三号中「、原子力発電施設解体費」を削る。

第二十九条の二の三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費」を「及び特定放射性廃棄物処分費」に改める。

第二十九条の六第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費」を「及び特定放射性廃棄物処分費」に改める。

様式第十四中

特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
地帯間購入電源費	

」を

「

特定放射性廃棄物処分費	
地帯間購入電源費	

」に

改める。

様式第十五中

特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
地帯間購入電源費	

」を

「

特定放射性廃棄物処分費	
地帯間購入電源費	

」に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、施行日前の会計整理については、なお従前の例による。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下この条において「新省令」という。）の規定は、施行日の属する事業年度（以下この条において「改正事業年度」という。）から適用する。

2　第二条の規定の施行の際現に新省令第一条第三号に規定する対象電気事業者が積み立てている原子力発電施設解体引当金は、新省令第三条の規定により積み立てられた原子力発電施設解体引当金とみなす。

3　改正事業年度において、新省令第一条第一号に規定する特定原子力発電施設ごとに原子力発電施設解体引当金として積み立てるべき金額は、新省令第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　改正事業年度の直前の事業年度（以下この号において「前事業年度」という。）に第二条の規定による改正前の原子力発電施設解体引当金に関する省令（以下「旧省令」という。）第二条の規定により承認された総見積額に平成二十五年九月三十日までの旧省令第一条第四号に規定する累積発電電力量の同条第五号に規定する想定総発電電力量に占める割合を乗じて得た金額（次号において「改正前積立限度額」という。）から前事業年度の同条第七号に規定する積立限度額を控除して得た金額

二　新省令第一条第四号に規定する総見積額から改正前積立限度額を控除して得た額を施行日以降の新省令第一条第六号に規定する積立期間の月数で除し、これに六を乗じて得た金額

4　改正事業年度より前の事業年度において運転を廃止した原子炉に係る新省令第一条第一号に規定する特定原子力発電施設（次項において「特定施設」という。）については、新省令の規定は適用しない。

5　特定施設に係る旧省令第四条（第三項を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則第八条第二項第一号に規定する原子力発電施設解体費に係る一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第三号）別表第一の4.(9)の規定の適用については、施行日以後法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出るまでの間、送電・高圧配電非関連固定費用に配分することにより整理するものとする。